

## 「WAKWAK 光 with フレッツ II」から「WAKWAK for 光コラボ」へ コース変更した場合のキャンペーン・特典の取り扱い、 および最低利用期間の取り扱いに関する規定

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー(以下「当社」といいます)は、「WAKWAK 光 with フレッツ II」から「WAKWAK for 光コラボ」へコース変更した場合における「WAKWAK 光 with フレッツ II」契約時に適用されたキャンペーン・特典(以下「キャンペーン」といいます)およびキャンペーンの最低利用期間の取り扱いについて、以下のように規定します。

本規定は、キャンペーンについて定めた規約(以下「キャンペーン規約」といいます)に基づく個別規定に該当し、キャンペーン規約の一部を構成します。キャンペーン規約と本規定が異なる場合には、本規定が優先されます。

(本規定の範囲等)

第 1 条 本規定は当社が「WAKWAK 光 with フレッツ II」の申込に際してキャンペーンを適用した「WAKWAK」の契約者(以下「契約者」といいます)のうち、次の各号のいずれかに該当する契約者に適用します。

- (1)「WAKWAK 光 with フレッツ II ギガファミリー」からキャンペーンの最低利用期間中に「WAKWAK for 光コラボ ギガファミリー(東日本)」へコース変更された契約者
  - (2)「WAKWAK 光 with フレッツ II ギガマンション」からキャンペーンの最低利用期間中に「WAKWAK for 光コラボ ギガマンション(東日本)」へコース変更された契約者
  - (3)「WAKWAK 光 with フレッツ II ファミリー」からキャンペーンの最低利用期間中に「WAKWAK for 光コラボ ファミリー」へコース変更された契約者
  - (4)「WAKWAK 光 with フレッツ II マンション」からキャンペーンの最低利用期間中に「WAKWAK for 光コラボ マンション」へコース変更された契約者
2. 第 1 項に該当しない契約者、および、キャンペーンの適用が完了し、かつ最低利用期間を経過した契約者には本規定は適用されません。

(キャンペーンの継続)

第 2 条 第 1 条第 1 項の各号に該当する契約者が、「WAKWAK 光 with フレッツ II」のキャンペーン適用中に、「WAKWAK 光 with フレッツ II」から「WAKWAK for 光コラボ」へサービスコースの変更を行った場合、サービスコースを変更した月の翌月からキャンペーン終了月までの残余期間について、サービスコース変更後もキャンペーンを継続します。

2. 第 1 項によりキャンペーンを継続した契約者には、「WAKWAK for 光コラボ」に関するその他のキャンペーンは適用されません。

(キャンペーンの最低利用期間の継続)

第 3 条 「WAKWAK 光 with フレッツ II」のキャンペーンの適用が完了した契約者が、キャンペーンの最低利用期間中に「WAKWAK for 光コラボ」へサービスコースの変更を行った場合、サービスコースを変更した月の翌月から最低利用期間終了月までの残余期間について、サービスコースの変更を行った後も最低利用期間が継続するものとします。

2. 第 2 条第 1 項によりキャンペーンを継続した場合、サービスコースを変更した月の翌月から最低利用期間終了月までの残余期間について、サービスコースの変更を行った後も最低利用期間が継続するものとします。
3. 第 1 項および第 2 項におけるサービスコースを変更した月の翌月から最低利用期間終了月までの残余期間中に、「WAKWAK for 光コラボ」から「WAKWAK 光 with フレッツ II」または「WAKWAK for マンション全戸光シリーズ」以外の他のサービスコースへの変更、または解約により「WAKWAK for 光コラボ」にかかる利用契約を終了した場合は、「WAKWAK 光 with フレッツ II」契約時に適用されたキャンペーンに設定された解約事務手数料を、当社が定める期日までに支払うものとします。

2015 年 2 月 1 日